

粗大ごみを処分したい ときはどうすればいいの？

3月は、転勤や入学など、新生活の準備でたくさんの粗大ごみが出ます。粗大ごみはごみステーションに出せません。次の方法で処分しましょう。



いいじゃん ごみゼロ

問合せ先 廃棄物対策課
☎053-577-1280 FAX053-577-3253
第3日曜日の搬入は3日前までに事前予約を!

自分で環境センターに持ち込む

【料金】10kgごとに50円(支払いは現金のみ)

【ごみの持ち込み受付時間】月～金 9:00～16:30

毎月第3日曜日 9:00～12:00

【注意事項】品目ごとに分別してあるとスムーズにご案内できます。**第3日曜日の持ち込みは事前予約制です。**



- 家電リサイクル対象商品など、市では取り扱えない品目もありますのでご注意ください。
- 自転車を捨てる際は防犯登録のシールをはがしてください。

戸別収集を申し込む(事前予約制)

粗大ごみを自宅まで収集に伺います。自分で環境センターに持ち込めない人はご利用ください。

【申込先】☎053-577-1280(環境センター)

【電話受付時間】月～金(祝日は除く)8:30～17:00

【料金】1点当たり500円または1,000円
(品目や大きさにより異なります。)

【注意事項】

- ◆出す品目(3辺の長さや数量)を事前にご確認ください。
- ◆1回(1日)10点まで申し込みできます。
- ◆出す場所は住宅敷地内の入り口付近(道路際)です。
- ◆申込日から収集日まで3週間程度かかります。収集日の指定はできません。



▲戸別収集の様子

収集運搬業者に依頼する

粗大ごみが多量の場合や、自身で自宅内から外へ出すことができない場合は、市が許可した業者にご相談ください。

■浜名環保株式会社 湖西市坊瀬255-2 ☎053-573-1102

■環境保全株式会社 湖西市新居町中之郷1771 ☎053-594-2323

まだ使えるものは、知り合いに譲ったり、リサイクルショップで買い取りを相談したりするなど、ごみの減量にご協力をお願いします。

〈 広告欄 〉

火災予防に関する届け出の

電子申請を開始しました

火災予防に関する一部の届け出について、パソコンなどから電子申請を行うことができるようになりました。



忙しい事業者の皆さんも、消防本部に行かずにその場で手続きができます！

電子申請のできる手続き

- 禁止行為の解除承認申請
- 防火対象物使用開始届
- 炉、ボイラー等設置届
- 変電設備等設置届
- ネオン管灯設備設置届
- 水素ガスを充填する気球設置届
- 催物開催届
- 露店等開設届

【申請方法】 ※図面などの添付書類が必要です。

湖西市ウェブサイト「くらし・手続き」

- ▶ 「(届出・登録・証明)各種手続き」
- ▶ 「電子申請手続一覧について」
- ▶ 「消防に関する電子申請手続の一覧はこちら」

3月1日～7日 春の全国一斉火災予防運動

湖西市内では、平成29年から令和3年までの5年間に林野火災が4件発生しました。

春は空気が乾燥するだけでなく、風が強く吹く季節です。いったん、林野火災が発生すると、貴重な森林資源の焼失だけでなく、家屋などにも被害が及ぶ可能性がありますので、火気の取り扱いには十分注意しましょう。

また、住宅用火災警報器の設置義務化から10年が経過し、電池切れや故障などの場合は交換が必要となる場合があります。これを機に、ご家庭の住宅防火対策を見直しましょう。



4つの習慣

- 寝たばこは絶対にしない、させない
- ストブの周りに燃えやすいものを置かない
- こんろを使うときは火のそばを離れない
- コンセントのほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く



6つの対策

- ストブやこんろなどは安全装置のついた機器を使用する
- 火災の早期発見のために住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換
- 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類およびカーテンは防災品を使用する
- 消火器などを設置し、使用方法を確認しておく
- 高齢者や身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく
- 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う

〈 広告欄 〉